

西予市イメージキャラクター使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西予市観光協会（以下「観光協会」という。）の西予市イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(使用許可申請及び使用許可)

第2条 何人も、営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクターを使用することができる。ただし、これ以外にキャラクターを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ西予市観光協会長（以下「会長」という。）に西予市イメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し西予市イメージキャラクター使用許可書（様式第4号。以下「使用許可書」という。）または使用不許可書により通知するものとする。

3 会長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

4 次のいずれかに該当する場合は、申請を省略することができる。その場合、事前に使用見本を会長に提出しなければならない。ただし、事前に使用見本を提出できない場合は、キャラクターを使用する広報物及び、旅行パンフレット等、その内容が確認できるものを提出するものとする。

(1) 観光協会が使用するとき。

(2) 西予市が使用するとき。

(3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。

(4) 学校等が教育の目的で使用するとき。

(5) 観光協会が行うセールス活動においてキャラクターのデータの配布を受けた旅行会社等が、その仕様を変更することなく旅行パンフレット等に使用するとき。

(6) その他会長が使用を適当と認めたとき。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書には、キャラクターを使用しようとする商品の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、キャラクターを使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の期間)

第4条 キャラクター使用許可の期間は、使用を許可した日から同年度内の3月31日までとする。

(使用許可の制限)

第5条 会長は、次のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする

(1) キャラクターの縦横の比率が変わるなど形状、図柄が変形しているもの。

(2) 公序良俗に反するとき。

(3) 観光協会の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(4) 宗教的行事、政治活動等に使用するとき。

(5) その他キャラクターの使用が適当でないとき。

(使用責任)

第6条 会長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを使

用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、観光協会に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、キャラクターの使用に際して、故意または過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第7条 観光協会は、使用者がキャラクターの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。

(使用許可の変更)

第8条 使用者は、許可事項に変更が生じるときは、西予市イメージキャラクター使用許可変更申請書(様式第2号)に使用許可書および変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、キャラクターを使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の取消申請)

第9条 使用者は、本件キャラクターを使用する必要がなくなったときは、西予市イメージキャラクター使用許可取消届(様式第3号)に、使用許可書(変更があったときは変更後のもの)を添えて会長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第10条 会長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。

(2) 申請内容と異なるとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 会長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第11条 会長は、使用を許可したキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は会長から要請を受けた場合は、キャラクターの使用実態を報告及び使用商品等を提供しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第12条 会長は、キャラクターの使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、西予市個人情報保護条例を準用し、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第13条 キャラクターの使用料は、年度当初5,000円とし、次年度以降に継続して使用とする場合は10,000円とする。

(目的外使用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第14条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

2 キャラクターに関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。